

○古墳等より出土の人骨について

昭和二十八年六月十三日 文化財保護委員会

照会

事務局長から 厚生省医務局長あて

貝塚、古墳又は上代墳墓等から出土した人骨であつて文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により埋蔵文化財としての取扱いを受けるものについては、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）にいう死体又は死体の一部に該当しないものとしての取扱いを行つて差支えないか照会します。

昭和二十八年六月二十二日 厚生省医務局長

回答

から文化財保護審議会委員事務局長あて

昭和二十八年六月十三日文委記第八七号をもつて照会のことについては、お見込みのとおり解して差し支えない。